

091号所有権移転登記の抹消登記手続きをせよ。

2 訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

請 求 の 原 因

1 原告（本件で問題とする不当な所有権移転登記手続きがなされた当時の商号は宗和建物株式会社一甲1の1及び2）は、平成6年5月26日に売買により別紙物件目録1乃至21記載の土地及び同目録22乃至25記載の建物（以下「本件各土地及び本件各建物」という。）を購入した所有者である（甲2の1乃至25）。

2 本件各土地及び本件各建物につき、請求の趣旨記載のとおり、平成30年10月31日売買を原因として被告が所有権を取得した旨の登記手続きがなされた（甲2の1乃至25。以下「本件登記」という。）。

しかし、この所有権移転登記手続きは、平成30年2月26日に原告の株主ではない藤林久士（以下「藤林」という。）が株主として議決権を行使する内容で、自らを原告の代表取締役たる取締役として選任する旨の臨時株主総会議事録を作成して、役員選任登記をした上で、藤林が原告の代表者として、同年10月31日に被告本件各土地及び本件各建物をすべて被告に売却したものとして、登記申請したものである（甲1の2、甲3の1乃至3）。

すなわち、藤林はそもそも原告の株主ではなく、上記平成30年2月26日の上記取締役選任決議は原告の株主でない藤林が株主として議決権を行使したものであり、原告の株主の関与なく行われたものであり、法的に決議が存在したなどと評価できず、不存在である（甲4の1乃至3）から、本件所有権移転登記手続きは原告の取締役でない藤林が権限のなくして行ったものであり、無効であることは明らかである。

また、売買契約を締結した事実はなく、あたかも登記申請の限りにおいて売買がなされたものとして所有権移転登記手続きがなされたものであるに過ぎず、登記原因が存在しないといえ、その意味でも本件登記は無効である。